

不用品情報コーナー「自転車」成立後の注意事項

交渉が成立した場合の防犯登録の手続き

防犯登録の二重登録のトラブル等があるため、★譲る側・☆譲り受ける側 共に以下の事項をお伝えください。

★譲る側

譲渡書を作成し（特に書式の形式はない）、譲り受ける側に渡す。

（ 例 ）

譲渡証明書	
下記に自転車を譲渡したことを証明します。	
譲渡先	
名 前	様
住 所	
電話番号	
メーカー	
車体番号	
車体サイズ	
色	
平成 年 月 日	
高井戸 太郎 印	
杉並区高井戸東3-7-4	
3331-4360	

☆譲り受ける側

譲渡書を受け取る



交番に行く

「自転車防犯登録申請書」に記入
(証明書を交番からもらい自転車販売店へ行く)

持参する物 : 譲渡書

譲り受けた自転車

名前と住所が確認できる物 (免許書、保険証等)



自転車販売店で登録

防犯登録費用 500 円

(前の人の登録を抹消し、新たに登録する)



以 上

譲渡証明書

下記の通り自転車を譲渡したことを証明します

譲渡先

名前 _____

住所 _____

電話 _____

メーカー _____

車体番号 _____

車体サイズ _____

色 _____

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

住所 _____

電話 _____